⑶　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）の様式等は当機構のホームページにアクセスし、出力することができる。
（https://www.jogmec.go.jp/news/bid/participation002.html）
⑷　申請書の提出方法　申請者は、次の区分により申請書等の関係書類を揃え、別記に掲げる場所に郵送により提出すること（持ち込みによる提出は受け付けない。）。
①　工事に係るもの
一　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（工事）
二　添付書類（申請に必要な書類）
イ　工事経歴書（提出は任意とする。）
ロ　営業所一覧表
ハ　建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限る。）
ニ　総合評定値通知書等の写し
ホ　建設業許可申請書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第２条第１号に定める様式第１号（別紙を含む。）で、申請日現在で有効であるもの。）
ヘ　共同企業体等調書（共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する者に限る。）
ト　直前１年間において次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合は国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人の場合はその３又はその３の３）の写し
A　法人税（法人の場合）
B　所得税（個人の場合）
C　消費税及び地方消費税（法人及び個人）
ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出する。
チ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）
リ　資格決定通知書送付用封筒　長形３号の封筒に送付先を記載の上、返信に必要な額の切手を貼付すること。
②　測量・建設コンサルタント等に係るもの
一　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
二　添付書類（申請に必要な書類）
イ　測量等実績調書
ロ　技術者経歴書
ハ　営業所一覧表
ニ　登記事項証明書（個人の場合にあっては、身元証明書）又はその写し
ホ　登録証明書等又はその写し
ヘ　財務諸表類（直近１年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類））
ト　直前１年間において次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合は国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人の場合はその３又はその３の３）の写し
A　法人税（法人の場合）
B　所得税（個人の場合）
C　消費税及び地方消費税（法人及び個人）
ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出する。
チ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）
リ　資格決定通知書送付用封筒　長形３号の封筒に送付先を記載の上、返信に必要な額の切手を貼付すること。
⑸　その他
①　２⑷に掲げる諸証明書については、複写機等による写しをもって代えることができる。
②　２⑷に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。
③　申請書類は、日本語で作成すること。なお、添付書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を添付すること。
④　添付書類のうち、金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
３　競争に参加することができない者
⑴　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構契約事務取扱要領（2004年（財経）要領第１号）第５条の規定に該当する者
⑵　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構契約事務取扱要領第６条の規定に該当すると認められる者でその事実があった後２年を経過しない者
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑷　申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑸　業務等に関し法律上必要な資格を有していない者
⑹　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構工事請負契約に係る指名停止等措置要領（2004年（財経）要領第28号）第２条第１項に定める指名停止措置が講じられている者（当該指名停止措置の期間に限る。）
⑺　国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けている者
⑻　建設工事に係るものについては、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が令和５年７月29日以降のもの、随時審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７か月前の日より後のものに限る。）を受けていない者
４　競争参加者の資格審査　競争参加者の資格審査は、上記の申請書及び申請書の関係書類等に基づき、当機構のホームページ等に掲げる審査方法により行う。
５　資格審査決定の通知　「資格決定通知書」により申請者に通知（郵送）する。
６　資格の有効期間　令和７年４月１日から令和９年３月31日までとする。なお、２⑵により随時申請した場合は、資格認定の日から令和９年３月31日までとする。
７　その他
⑴　申請内容の変更　有資格者は、申請内容に変更があった場合には、「競争契約参加資格審査申請書変更届」（以下、「変更届」という。）に添付書類各１部を添え、別記に掲げる場所に郵送により提出すること（変更届の入手方法は、申請書と同じ。）。なお、変更届の受付の写しの返送を希望する場合には、長形３号の封筒に送付先を記載の上、返信に必要な額の切手を貼付すること。
⑵　会社更生法及び民事再生法に基づく更生手続開始の決定等を受けた者（有資格者）の手続　有資格者が、「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部を添え、別記に掲げる場所に速やかに郵送により提出すること。
①　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し
②　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類
③　上記②に伴う変更届